

## ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製及び ゴム製の器具又は容器包装に係る試験法の改正について

### 1. 背景・趣旨

食品用器具又は容器包装に係る規格基準は「食品、添加物等の規格基準」(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)において定められている。

今般、

- (1) ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装の材質試験について、新規に開発された素材に対応した試験法の変更が必要となったこと
- (2) ゴム製の器具又は容器包装の材質試験について、回収率が悪いなど分析精度の面で問題点があり、厚生労働科学研究においてこれらの問題点を解消する試験法が提案されたことを踏まえ、告示を改めるものである。

### 2. 改正内容(案)

以下のとおり改正する。

- (1) ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装に係る揮発性物質の材質試験法の変更

揮発性物質の材質試験については、試料をテトラヒドロフランに溶解後、その試験溶液をガスクロマトグラフィーで測定することとしているが、ポリスチレンを主成分とする合成樹脂の中でも、スチレン系熱可塑性エラストマー(STPE)及びシンジオタクチック・ポリスチレン(SPS)は、テトラヒドロフランに全く溶解しないことから、溶解しない場合にあっては、ジクロロベンゼンを溶媒に用いたヘッドスペース法を適用することとする。

- (2) ゴム製の器具又は容器包装に係る試験法の変更

- ① カドミウム及び鉛の材質試験

シリコーンゴムでは、灰化操作中に生成する二酸化ケイ素にカドミウム及び鉛が吸着されるため、回収率が極めて低いという問題点があったことから、二酸化ケイ素を除去でき、簡便で分析精度も優れたアルカリ熔融法を定め、こ

れを適用する。

なお、本試験法を準用しているゴム製ほ乳器具は、上記改正に伴い、同様の取扱いとなる。

○シリコーンゴム:シリコーン樹脂\*のうち、架橋によりゴム弾性を有するもの。

\*シリコーン樹脂:ケイ素をもとに合成したポリジメチルシロキサン等のシロキサン系ポリマーの総称であり、シリコーンゴム、シリコーンワニス、シリコーンオイル等を含む。

## ② 2-メルカプトイミダゾリンの材質試験

現行の薄層クロマトグラフィーによる方法では、定量ができない、検出限界が高い、操作も複雑で長時間を要する等の問題点があったことから、高速液体クロマトグラフィーによる簡便で精度の高い試験法に変更する。また、抽出操作についても、現行のソックスレーを用いる方法から、より操作が簡便な浸漬して一晩放置する方法に変更する。

( 参 考 )

○ これまでの経緯

平成 23 年 7 月 21 日厚生労働大臣より、薬事・食品衛生審議会に器具及び容器包装の規格基準の一部改正について諮問

平成 23 年 7 月 22 日厚生労働大臣より食品安全委員会委員長に対し食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない時に該当するか照会

平成 23 年 7 月 28 日食品安全委員会委員長より厚生労働大臣に対し食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない時に該当する旨回答

平成 23 年 8 月 2 日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会

○ 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会委員(◎は部会長)

阿 南 久	全国消費者団体連絡会事務局長
有 菌 幸 司	熊本県立大学環境共生学部健康科学科教授
石 井 里 枝	埼玉県衛生研究所水・食品担当専門研究員
竹 内 和 彦	独立行政法人産業技術総合研究所環境科学技術研究部門総括研究員
◎西 島 正 弘	昭和薬科大学特任教授
早 川 和 一	金沢大学医薬保健研究域薬学系教授
広 瀬 明 彦	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター総合評価研究室長
堀 江 正 一	大妻女子大学家政学部食物学科食安全学教室教授
松 岡 厚 子	国立医薬品食品衛生研究所療品部長
六 鹿 元 雄	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第三室長
鰐 淵 英 機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授